

災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要①

非公表資料

背景

東日本大震災の主な教訓

1. 住民の避難や被災地方公共団体への支援等に関し、広域的な対応がより有効に行える制度が必要。その際には、事前の備えも必要。
2. 教訓・課題を防災教育等を通じて後世にしっかり伝承していく努力が大切。
3. 災害対策に当たっては、「直ちに逃げることを重視し、ハード・ソフトの様々な対策により被害を最小化する「減災」に向け、行政のみならず、地域、市民、企業レベルの取組を組み合わせなければ、万全の対策がとれない。

概要

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化**▶発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化（第51条及び第53条関係）**

市町村が被害状況の報告ができなくなった場合、都道府県が自ら情報収集等のための必要な措置を講ずべきこと、国・地方公共団体等が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施すること等を改めて規定。

▶地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大（第67条、第72条、第74条及び第74条の2関係）

応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定を拡充し、国による調整規定を新設するとともに、消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い応急措置（応諾義務あり）に限定されている対象業務を、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような応急対策一般に拡大する（市町村から都道府県への応援要求については応諾義務あり。その他は応諾義務なし）。

▶地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化（第8条、第40条及び第46条等関係）

他の主体との相互応援が円滑に行われるよう、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等を規定。

災害対策基本法の一部を改正する法律案の概要②

概 要（続き）

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

▶ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設（新設）

物資等が不足する場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請等できること、状況によっては、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に物資等の運送を要請等できること等を規定。

▶ 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の創設（新設）

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、市町村・都道府県の区域を越える地方公共団体間の被災住民の受入れに係る手続、都道府県・国による調整手続を規定。

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

▶ 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上（第7条及び第46条等関係）

国民の防災意識の向上を図るため、住民の責務として、災害教訓を伝承することを明記するとともに、国・地方公共団体、民間事業者も含めた各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定。

▶ 地域防災計画の策定への多様な主体の参画（第15条関係）

地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員は現在充て職となっているが、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから知事等が任命できる旨を規定。

(4)その他

▶ 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直しその他所要の規定の見直し（第11条及び第14条等関係）

◆[附則]東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災への対応を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。

災害対策法制見直しの全体像

東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直し

※「防災対策推進検討会議」中間報告（H24.3.7決定）において今後の検討の方向性が示された主なもの。今後、最終報告（H24夏頃予定）に向けて、論点が追加される場合があり得る。

◇災害から生命を守るために

- ・物資輸送は被災地の要請がなくても送り込む「プッシュ型」の構築、民間との連携に留意

◇被災地を支える体制づくり

- ・大規模災害時における都道府県や国の調整による地方公共団体間の支援の仕組みの強化や、そのための受援計画の明確化
- ・都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立
- ・市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討

◇ニーズに応じた避難所運営

- ・避難所の位置付けの明確化

◇スピード感、安心感がある被災者支援

- ・体系的な被災者支援制度への見直し検討

◇復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- ・復興の枠組み検討と震災時の特別対策で有効なものは直ちに発動できる方策の確立

◇大災害を生き抜くための日頃からの備え

- ・ハード・ソフトが一体となった「減災」や、「自助」「共助」等の明確化検討
- ・様々な組織・機会での防災教育、教訓の伝承・定着、訓練の推進
- ・多様な主体（国・地方・民間事業者・ボランティア・自治組織等）の連携共同による社会の総力を挙げた対策強化

今国会に提出

- ・右記以外で緊急に措置を要するもの

(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化

- ・国・地方公共団体による積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
- ・地方公共団体間における応援業務に係る都道府県・国による調整規定の新設、対象業務の拡大
- ・地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの促進

(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- ・救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
- ・市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する都道府県・国による調整規定の創設

(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- ・教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識向上
- ・地域防災計画の策定への多様な主体の参画

(4)その他

- ・国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し

次の国会以降

- ・国民の権利義務に関連するもの
- ・費用負担も含めた国の役割のあり方 など

○減災等の理念の明確化と多様な主体の参画による防災意識の向上

○自然災害による国家的な緊急事態への対応のあり方

○被災者支援の充実

○復興の枠組みの整備

○避難の概念の明確化

○その他、災害対策法制全体の見直し